

京都府南部地域における消防指令業務の共同運用に関する基本協定書

京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合（以下「協定団体」という。）は、消防指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）の実施に関して、京都府立会いのもと、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 協定団体は、共同運用に連携・協力して取り組むことにより、住民サービスの向上及び消防体制の充実・強化を図るものとする。

（共同運用）

第2条 共同運用は、協定団体が京都府立・京都市消防学校敷地内に京都府南部消防指令センターを共同で整備するとともに、協定団体がそれぞれの消防本部、消防署等に消防指令システム、消防救急デジタル無線、その他関係機器を整備し、これらを共同で運用するものとする。

（協議会）

第3条 協定団体は、共同運用に係る連絡調整を図るための協議会を、京都府参画のもと設けるものとする。

（協議）

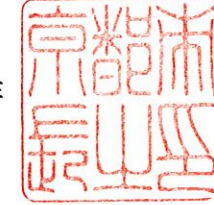
第4条 本協定の施行に関して必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、協定団体が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定団体の長及び京都府知事は、本書に署名の上、協定書の正本10通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

令和5年4月11日

京都市長

門川 大作



城陽市長

奥田 敏晴



京田辺市長

上村 崇



精華町長

杉浦 正省



乙訓消防組合管理者

中小路 健吾



宇治市長

松村 淳子



八幡市長

堀口 文昭



久御山町長

信貴 康孝



相楽中部消防組合管理者

河井 規子



（立会人）  
京都府知事

西脇 隆俊

